

単元株式数の変更及び株式併合についてのQ&A

Q 1. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 1. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しています。当社がかかる趣旨を踏まえ、平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

一方、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、中長期的な株価変動等を勘案しつつ、株主の皆様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について 10 株を 1 株にする本株式併合を行うことといたしました。

Q 2. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 2. 単元株式数変更及び本株式併合に関する主なスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成29年5月15日 取締役会（単元株式数の変更に係る定款の一部変更の決議及び第112回定時株主総会の招集決議）

平成29年6月29日 第112回定時株主総会

平成29年9月27日＊ 当社株式の売買単位が100株に変更

平成29年10月1日＊ 単元株式数の変更及び本株式併合並びにこれらに伴う定款一部変更の効力発生日

平成29年11月上旬＊ 株主様へ株式併合割当通知発送

平成29年12月初旬＊ 端数処分代金の支払開始

＊ 平成 29 年 6 月 29 日に開催予定の第 112 回定時株主総会において本株式併合に関する議案が可決された場合の予定です。

Q 3. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 3. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変わりはありませんので、株式市況の動向等の他の要因を別にすれば、理論上は、株主様ご所有の株式の資産価値に変動はありません。株式併合後においては、ご所有の株式数は 10 分の 1 になる一方で、1 株当たりの純資産額は 10 倍になるからです。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1株当たり 純資産額	資産価値
1,000株	400円	400,000円		100株	4,000円	400,000円

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 【所有株式数について】

各株主様の株式併合後の所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた数（1に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。証券会社等に株主様が開設されている口座に記録されている当社株式の数は、平成29年10月1日付で、株式併合後の株式数に変更されます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して、その端数の割合に応じて交付いたします（具体的なスケジュールはQ 2.のとおりです。）。

【議決権数について】

株式併合によって、各株主様の所有株式数は10分の1になりますが、併せて単元株式数の変更（1,000株から100株への変更）を行うため、各株主様の議決権数は変わりません。

具体的には、株式併合及び単元株式数変更の前後で、所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		⇒	効力発生後		
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例1	2,000株	2個		200株	2個	なし
例2	1,200株	1個		120株	1個	なし
例3	555株	なし		55株	なし	0.5株
例4	7株	なし		なし	なし	0.7株

- ・例2及び例3では、単元未満株式（効力発生後において、例2は20株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取りのご請求ができます。
- ・例3及び例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.7株）につきましては、当社が一括して売却し、その売却代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて交付いたします。
- ・例4では、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われます。

なお、株主様が開設されている証券会社が複数にわたる場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引の証券会社にお問い合わせください。

Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。

Q 6. 1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 6. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。なお、単元未満株式の買取りのお申し出は、お取引の証券会社において受け付けております。証券会社に口座を作られていない株主様は、下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

なお、当社には単元未満株式の買増制度はございません。

Q 7. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A 7. 今回の株式併合により、株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動などの他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることは予定しておりません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合並びに単元未満株式の買取りに関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話番号：0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間：午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）

以 上